

(別表1)

1 補助事業者	2 区分	3 交付基礎単価	4 単位	5 対象経費	6 補助率
施設設置者	1 広域型施設 ・定員30人以上の次の施設  特別養護老人ホーム  介護老人保健施設  ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム	600千円	定員数  小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	特別養護老人ホーム等の円滑な開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料	定額
市町村	2 小規模福祉施設等 ・定員29人以下の次の施設  小規模特別養護老人ホーム  小規模介護老人保健施設  小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所				

(別表2)

1 補助事業者	2 区分	3 交付基準	4 対象経費	5 補助率
施設設置者	1 広域型施設 ・定員30人以上の次の施設 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）。	1 / 2
市町村  （市町村が補助により実施する場合）	2 小規模福祉施設等 ・定員29人以下の次の施設 小規模特別養護老人ホーム 小規模介護老人保健施設 小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所			